

安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書

住田町議会は、平成26年9月議会において、「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないよう求める意見書」を採択し、関係機関に意見書を提出した。

取り巻く世界情勢が大きく変わりつつある中、国の安全保障、そのあり方は最重要事項であり、国民的論議を深めながら進めるべきである。

しかしながら、政府は、武力攻撃事態法や自衛隊法、PKO法など10法案を一括改正する「平和安全法制整備法案」と、多国籍軍などへの後方支援を随時可能とする新法「国際平和支援法案」を今国会に提出し、審議をしている。

このことは、歴代政権が、これまで憲法第9条の下では許されないとしてきたことを大きく転換するものであり、国民への丁寧な説明がないまま法改正を強行しようとする政府の姿勢は、とうてい容認できるものではない。

また、上記の法案については、各種世論調査により、いまだ国民の多くは政府の説明が不十分であるとしており、衆議院憲法審査会においても、参考人3人の憲法学者全員から集団的自衛権の行使容認する解釈は憲法違反との認識が示されたところである。

以上のことから、政府には、国民に対し十分な説明をするとともに、立憲主義を踏まえた国民的な合意を得る必要があることから、日本国民の将来にとって最善の選択が導かれるよう、今国会において慎重かつ十分な審議を尽くすことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月7日

岩手県住田町議会

議長 水野英哉

様

意見書を提出する機関

内閣総理大臣 安倍晋三様

衆議院議長 大島理森様

参議院議長 山崎正昭様

内閣官房長官 菅義偉様

外務大臣 岸田文雄様

防衛大臣 中谷元様